

介護医療院便り

2026年1月号
西尾病院介護医療院
本館5, 6階

新春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
本年も どうぞよろしくお願ひ致します。



皆 で 作 り ま し た



良い年に
なりますように！



ご利用者様が作った賽銭箱



お正月おやつ



おせち料理

5階エレベーター
前に
絵馬があります
どうぞご覧ください
(〇)/

11月イベント 風船バレー



12月の作品

12月イベント 鶴城高校音楽部の皆さんによる クリスマス演奏会



素晴らしい演奏に大感激でした (^^)/
3月の演奏会に、是非足を運んでください♪



ご家族アンケート結果について

昨年10月に実施いたしましたご家族アンケートにご協力を頂き心より感謝申し上げます。
アンケート結果はデイルームでご覧いただけます。

医療・ケアについては皆様からの、温かいお言葉を多くいただき 心より感謝申し上げます。

また、【施設設備が古い】点については、ご不便・ご心配をおかけしているとご意見を頂きました。

直ぐに改善が難しい点もございますが、現在の環境の中でも、清潔保持や安全確保に十分に配慮し、安心してお過ごしいただけるよう努めてまいります。

今後ともお気づきの点がございましたら、お聞かせください。

今後も 質の高い医療・介護の提供を目指してまいります。



介護医療院職員一同

お役立ち情報 医療費控除 障害者控除について

来月発行される、2025年12月分利用料の領収印が押してあるものまでが 昨年度の医療費控除の対象となります。入所中のご利用者自身が、税金の支払いがある方、世帯を同一しているご家族に税金の支払いがある方は 医療費控除の申告をお勧めします。

介護医療院にお支払いいただいている(口座引き落とししている)利用料の中で、介護保険対象部分・食費・居住費 が医療費控除の対象となり、毎月お支払い頂く利用料の 大部分を占めます。

介護医療院では【医療費控除証明書】をお出しすることもできます。これは領収書の中でも 医療費控除に当たるものだけを抜粋した証明書になるため、確定申告の時に便利です。ただし、文書料を頂く事となります。

必要な方は ケアマネージャーまでご連絡下さい。(57-5138 内線 577 荒木)

※ 医療費控除は 5年前まで遡れます。【医療費控除証明書】で過去の分(入所時からの分)をお出しすることもできます

障害者手帳の交付を受けていなくても、介護認定の内容によって、手帳を持っている方と同等に、税の【障害者控除】を受けることができます。この控除を受けるためには 市役所に申請し、障害者控除対象者認定書の交付を受けて確定申告の際に提出する必要が有ります。65歳以上で要介護1~5の認定があり 身体障害・知的障害と同等と認められる場合の方が対象です。詳しくは、住所地の市役所にお問い合わせください。